

都筑小学校いじめ防止基本方針

策定日 平成26年 3月 3日(月)

改定日 令和 3年 3月22日(月)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

・いじめの定義

法律上「いじめ」とは「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定められている。

・いじめを防止するための基本的な方向性

本校は、市営地下鉄センター北駅に近く、駅周辺には大きなショッピングセンターが林立している。地域は開発の途上にあり、古くからの地域と新しい地域が共存している。在籍児童の約6割は、新しく開発された大型の集合住宅に在住しているが、地域の新旧を問わず、保護者は、学校の教育活動に協力的で、子どもたちの安全を見守り、いじめや暴力を根絶しようという気運は高い。学校が中心となって、「いじめを見逃さない」、「いじめ・暴力は、決して行ってはいけないこと」という意識を啓発しながら、家庭、地域と連携して、子どもたちを育てていくことが大切である。自分に自信をもち、他との違いを認められる温かい心を育て、いじめを防止することにより、「だれもが安心して、豊かに生活できる学校」の実現をめざしていきたい。

2 組織の設置及び組織的な取組

・組織の構成

「いじめ防止対策委員会」の構成員は、学校長・副校長・教務主任・児童支援専任教諭・養護教諭・各学年児童指導担当者(特別支援コーディネーター・人権指導担当・個別支援担当を含む)・当該児童担任とする。必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど心理や福祉の専門家の参加を求める。

・組織の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応に向けて情報の収集、発信、記録、対応を計画実行する。いじめの疑いがあるときは、担任や一部の教職員で抱えることなく、いじめ防止対策委員会に速やかに報告し、判断、調査、対応にあたって、委員会が中心となって組織的に取り組む。教職員の「いじめ」に対する意識向上のための研修を行うとともに、毎月の職員会議「児童理解」の時間を活用し、全職員での共通理解を図る。

・年間計画

月	内 容 例
4	組織分担・新年度児童の情報収集、実態把握、教職員へのいじめアンケート
5	各学年児童の実態把握・事例検討・研修計画、教職員へのいじめアンケート
6	各学年児童の実態把握・事例検討・YP アセスメントの研修・実施・情報モラル教育の実施、教職員へのいじめアンケート
7	各学年児童の実態把握・事例検討・YP アセスメントをもとにした児童理解研修、教職員へのいじめアンケート
8	
9	夏季休業明け児童の情報収集、実態把握・いじめ防止に関する研修、教職員へのいじめアンケート
10	各学年児童の実態把握・事例検討・傾聴訓練、教職員へのいじめアンケート
11	各学年児童の実態把握・事例検討・全市一斉いじめ解決アンケート実施・アンケートをもとにした児童理解、教職員へのいじめアンケート

12	各学年児童の実態把握・事例検討・人権週間計画実施・学校評価アンケートをもとにした児童理解、教職員へのいじめアンケート
1	各学年児童の実態把握・事例検討・いじめ防止に関する研修、教職員へのいじめアンケート
2	各学年児童の実態把握・事例検討、教職員へのいじめアンケート
3	各学年児童の実態把握・事例検討・学級編制等次年度に向けた引き継ぎ、教職員へのいじめアンケート

3 いじめ防止及び早期発見のための取組

・いじめ防止

集団の一員としての自覚や自信を育み、互いを認めあえる人間関係、学校風土をつくるため、豊かな心の育成を目指した道徳教育を推進する。人権教育年間計画に沿った子どもの社会的スキル横浜プログラムを積極的に実施する。ユニバーサルデザインを取り入れ、学習環境を整えるとともに、誰もがわかりやすい授業を目指す。TT、少人数指導の工夫、一部教科担任制を実施し、複数の目で児童を見守る体制をつくる。児童会活動による「全校あいさつ運動」、異学年交流「にこにこ活動」を通して、望ましい人間関係を構築し、自己有用感を高めていけるよう支援する。子ども一人ひとりが健やかな体を育む教育を推進する。「都筑英語村」など、外国語活動を核として、児童のコミュニケーション能力の育成に努める。「都筑スタンダード」を活用し、学習・生活規範指導の徹底を図る。携帯電話・スマートフォン・インターネットの正しい使い方等、情報モラル教育を推進することによって、児童・保護者の意識向上に努める。

・いじめの早期発見

いじめは遊びやふざけあいを装って行われるなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを全職員が認識する。些細な兆候であっても、いじめではないかという疑いを持ち、早い段階からの確に関わるようにする。毎月の職員会議で各学年の児童について共通理解を図り、実態を把握して適切に関わることができるようにする。定期的なアンケートの実施や教育相談等を活用して、児童や保護者の「声」を聞き、必要に応じて児童の面談等を実施する。

・いじめに対する措置

いじめ防止対策委員会を中心に組織的かつ迅速に対応する。被害児童・保護者への心に寄り添った支援や、加害児童・保護者に対する指導支援を継続的に行う。

・研修の実施

いじめ防止対策委員会の年間計画をもとに、児童理解研修(YP アセスメント)、いじめ防止研修を実施する。

・学校、家庭、地域の連携事業の活用

教育懇話会や学校説明会等を通して、情報を収集したり、学校や児童の現状について理解を深めたりしていくようにする。PTA・おやじの会との協力、地域・町内会行事への積極的な参加により、連携を深めていく。

4 重大事態への対応

いじめが犯罪行為にあたりと認められるような場合や、児童の生命、身体財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報するとともに、教育委員会に報告する。「いじめ防止対策委員会を中核にして、迅速に対処するとともに、再発防止に視点を当てた「調査」を実施する。調査結果は教育委員会に報告するとともに、いじめを受けた児童や保護者に対して明らかになった事実関係を報告する。

5 その他

必要と認められる際には、学校基本方針を改定し、改めて公表する。